

(別紙2)

鎌倉市から貸与する iPad の使用に関する規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、鎌倉市の小中学校に在籍する児童・生徒の GIGA スクール端末（iPad、以下、端末といいます。）などの ICT 使用における取り決めです。学校内外を問わず本規約を適用しますので、本規約に則り使用してください。規約に違反した場合は、端末の使用制限、貸与の中止等になる場合もあります。

1 学校内での使用

学校登校後の使用は、教員の指示に従って使用し、必ず学習目的で使用する。カメラ機能、録音機能は、許可された時のみ使用すること。

2 学校外での使用

学校外であっても、学習を目的として使用すること。端末の国外への持ち出しは禁止すること。（許可なく持ち出した場合、海外データローミング料金を請求する。）

3 報告義務

紛失、盗難、故障、破損時は、速やかに学校に連絡をすること。

4 又貸し・譲渡の禁止

鎌倉市から貸与する iPad を、同意書に記した児童生徒以外に貸したり、譲渡したりしてはならない。

5 端末の使用制限

学習目的のみの使用のため、娯楽目的の動画サイトやゲームサイト、ネットショッピング等の通販サイト、SNS サイト、掲示板サイト、アダルトサイト等、教育上ふさわしくないと判断されるサイトへのアクセスは禁止すること。また、いかなる場合であっても、学校・教育委員会が許可していないアプリケーションをインストールしてはならない。

6 課金の禁止

貸与した端末を使用して、課金行為をしてはならない。

7 端末の所在確認のための監視

鎌倉市教育委員会の MDM（タブレット管理システム）で管理しているため、端末は使用状況を監視されていることを認識すること。また、端末の所在を確認するため、GPS 機能は常に ON の状態で使用すること。

8 端末データ制限

端末のデータ通信量は月 3 GB であるため、通信容量に注意し、動画教材の視聴等を行う際は Wi-Fi ネットワークに接続して行うこと。(3 GB の通信容量を超えた場合のデータ通信では、その月内は低速接続となる。)

9 端末の管理

端末の使用については、丁寧に扱うこと。また、置忘れ等紛失には十分注意し、自己管理を徹底すること。雨天時の屋外での使用や、風呂場など水気の多い状況での使用をしないこと。

10 著作権

著作権法(令和 2 年法律第 48 号)を理解したうえ、著作物の使用等は十分注意すること。違法にアップロードされた著作物をダウンロードすることも違法であり、そのような行為は行わないこと。他人の読書感想文やレポートなどを写し使用することも著作権法違反であることを認識すること。

11 写真や動画の撮影・録音

許可なく学校(外観・内観を含む)が写っている写真又は動画の撮影や録音を禁じる。また、他人の写真や動画、音声についても許可なく撮影・録音することは肖像権侵害や個人情報流出につながる可能性があるため行わないこと。

学校内外を問わず写真情報の中には、位置情報や日時の情報が入っている可能性があり、個人情報の流出につながる場合があることを認識し、十分注意をすること。

12 個人情報管理

個人情報は責任をもって管理をすること。個人情報の流布や流出により、自身の情報だけでなく、家族、友人の情報も外に出てしまう可能性があるため、個人情報の公開はせず、安易にウェブサイト等に個人情報を入力しないこと。

13 個人アカウントの管理

学校で使用するアカウント、パスワードなどは個人情報となるため、絶対に他人に教えないこと。パスワードは定期的に変更し、他人に予想されにくいものにすること。

14 ネットワークの使用

学校内外を問わず、ネットワークを使用する際は、信頼できるネットワーク(パスワードを設定している Wi-Fi、保護者が契約した家庭用 Wi-Fi 等)に接続すること。また、ネットワークを使用する際は、不正アクセスなどにつながる行為をしないこと。ネットワークトラブルに巻き込まれた場合は、必ず速やかに保護者、学校、警察に相談すること。

15 SNS

SNS は個人情報の流出・著作権の侵害などのトラブルに巻き込まれる可能性がある。そのため、貸与端末での使用は禁止とし、使用しないこと。

一度インターネット上に流出した個人情報、写真などは回収不可能である。一生インターネット上から削除できないばかりか、だれでも見ることができてしまう。自分だけでなく、周りの人々も巻き込む可能性があることを認識した上で貸与端末を使用すること。

16 その他

学校から指示された使用ルールを順守し、家庭での管理においても適切に扱うこと。（万が一、破損や紛失があった場合は、家庭が弁償する場合がある。）